

國第百六十四回  
參議院法務委員會會議錄第七号

元成一ノ三田用田ノ以置田

午前十時開會

出席者は左のとおり、

委員長 弘友和夫君  
理事

○委員長(弘友和夫君)　ただいまから法務委員会を開会いたします。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案について政府から趣旨説明を聴取いたしま

本案について政府から趣旨説明を聴取いたしました。杉浦法務大臣。

及び刑事訴訟法等を改正し、所要の法整備を行おうとするものでございます。  
この法律案の要点を申し上げます。  
第一は、刑法を改正して、公務執行妨害、窃盗等の各罪について、罰金刑を新設するなどその法定刑を改めるものでございます。

一、成人の重国籍容認に関する請願（第九五九号）  
八号)

請願（第九八〇号）

第九五七号 平成十八年三月二十二日受理  
性的蹂躪・性的搾取を許さない、女性の人权の確

請願者 茨城県水戸市萱場町八六三ノ三

紹介議員　吉川 春子君

第九五八号 平成十八年三月二十二日受理

国籍選択制度の廃止に関する請願  
請願者 フランス共和国イギリス

ノンラブルテツシユ市ヴァルマル  
タン通の七六 真島玄次 外四十

召令議員 家西 吾身

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九五九号 平成十八年三月二十二日受理

請願者 フランス共和国イヴリーヌ県

員常任委員會專門

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案  
(内閣提出) 本日の会議に付した案件

国会におきましても、平成三年に成立した罰金罪の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律に関しまして、衆参両議院の各法務委員会においてそれぞれ附帯決議がなされ、財産犯の一部や公務執行妨害罪に選択刑として罰金刑を導入することについて検討を求められ、さらに、平成十六年に成立した凶悪犯罪等に対処するための刑法等の一部を改正する法律に関しましても、衆参両議院の各法務委員会でそれぞれ附帯決議がなされ、財産犯の一部に罰金刑を選択刑として新設することなどの検討について、政府として格段の配慮をすべきであるとされました。

この法律案は、このような公務執行妨害、窃盗等の犯罪に関する最近の情勢等にかんがみ、刑法等の

○委員長(弘友和夫君) 以上で本案の趣旨説明の  
聽取は終了いたしました。  
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日  
はこれにて散会いたします。  
午前十時三分散会

タ  
ン通り七六 真島広次 外四十  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。  
紹介議員 家西 悟君 七名  
第九五九号 平成十八年三月二十二日受理  
成人の重国籍容認に関する請願  
請願者 フランス共和国イヴリース県サンノンラブルテッシュ市ヴァルマルタン通り七六 真島広次 外五十  
この請願の趣旨は、第六号と同じである。  
紹介議員 家西 悟君  
タ  
ン通り七六 真島広次 外四十

第三部 法務委員会會議録第七号 平成十八年四月四日 参議院

第九六五号 平成十八年三月二十二日受理  
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化  
に対応するための刑法等の一部を改正する法律案  
(共謀罪)の廃案に関する請願

請願者 京都市伏見区納所北城堀二三ノ八 松尾貞子 外百二十五名

紹介議員 仁比聰平君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九八〇号 平成十八年三月二十三日受理  
国籍選択制度と国籍留保届の廃止に関する請願

請願者 ドイツ連邦共和国ヘッセン州 ヴィースバーデン市ヴァーゲマン通り二 島村真樹子 外四百二十一名

紹介議員 江田五月君

一九八五年、父系優先血統主義であった国籍法が改正され、日本人母と外国人父の子供が日本国籍を取得できるようになつたが、国籍選択制度が導入され、重国籍を持つ者に国籍選択が義務付けられた。父と母の異なつた国籍を持つ子供たちや、父母が日本人でも出生地国の国籍と日本国籍を同時に持つ子供たちは、一二歳までに国籍選択をしなければならない。日本国籍を保持するには、外国籍を放棄するか、日本に「外国の国籍を放棄する旨の宣言」(国籍選択届)をしなければならない。定められた期間内に選択しなければ日本国籍を失うとされている。父と母の異なつた国籍や文化を受け継ぐ子供たちは、両方を大切にしながら、自らのマルチアイデンティティを形成する。多文化を身に付けた者の存在は日本社会に多様性を与える豊かにする。ところが、選択制度は当事者に多大な負担や苦痛を与えている。また、二〇歳を過ぎてから、外国人との婚姻などにより外国籍を取得した日本人も、取得から二年以内に国籍選択を義務付けられている。外国人と結婚し相手国に長期間居住する場合は国籍が必要であるが、日本国籍を放棄する理由がない。「国籍唯一の原則」は現実にそぐわなくなっている。選択制

度導入前に重国籍となつた人たちも多く、実態は国籍選択制度を設ける意味がなくなつてゐる。選択制度の導入は、一九三〇年のヨーロッパ国籍条約「国籍唯一の原則」、一九六三年の「重国籍の減少」条約を取り入れたものとされたが、その後ヨーロッパでは状況は大きく変化し、一九九七年、ヨーロッパ評議会閣僚委員会が新たにヨーロッパ国籍条約を採択し、「出生により当然に異なる国籍を取得した子供がこれらの国籍を保持すること」「自国民が婚姻により当然に外国籍を取得した場合この外国籍を保持すること」を締約国に認めさせ、権利として重国籍を容認している。国籍選択制度の廃止の際には、日本国籍を離脱した人たちにも、国籍回復の道を開くよう求める。同時に、外国の国籍を持つ日本国民が、その外国の法例により国籍を選択しても日本国籍を失わせないよう、また、外国に居住していいる日本人や外国人を家族に持つ日本人が、関係国の国籍を取得した場合でも日本国籍を維持できるよう、重国籍容認に向けての検討を求める。日本の国籍法は血統主義を採用しながらも一九二四年から特定の生地主義国で生まれた重国籍者に国籍留保届を課し、それがない者には日本国籍を失わせてきた。一九八五年の国籍法改正は、留保制度の範囲を、国外で生まれた国際結婚の子供たちにまで広げ、出生後三か月以内に留保届が出されない場合、子供は日本国籍がなく日本人親の戸籍にも記載されない。しかしこの制度を知らない親は多数存在している。失った国籍を回復する規定があるが、手続きは日本在住、二〇歳までという条件がある。ついては、次の事項について実現を図られた。

- 一、国籍選択制度を廃止すること。
- 二、国籍留保制度を廃止すること。

案

平成十八年四月十一日発行

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案  
(刑法の一部改正)  
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案  
(裁判所法の一部改正)  
第三条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)  
の一部を次のように改正する。  
第三十三条第一項第二号中「刑法第八十一条の罪、同法第二百三十五条の罪若しくはその未遂罪又は同法を「又は刑法第八十六条、」に、「第三十二条の三第一項第三号」を「第三十二条第一項第四号」に改める。

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。  
第十八条第六項を次のように改める。  
6 罰金又は料の一部を納付した者についての留置の日数は、その残額を留置一日の割合に相当する金額で除して得た日数(その日数に一日未満の端数を生じるときは、これを一日とする)とする。

第十八条第七項及び第八項を削る。  
第九十五条第一項中「又は禁錮」を「若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金」に改める。  
第二百十一条第一項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二百三十一条中「懲役」の下に「又は五十万円以下の罰金」を加える。

第二百三十五条中「禁錮」を「若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金」に改める。

第二百六十一条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。  
(経過措置)  
第二条 次に掲げる罰金又は料の執行(労役場留置の執行を含む。)については、第一条の規定による改正後の刑法第十八条の規定にかかるず、なお從前の例による。  
一、この法律の施行前にした行為について科せられた罰金又は料

二、刑法第四十八条第二項の規定により併合罪として処断された罪にこの法律の施行前に犯したものと施行後に犯したものがある場合において、これらの罪に当たる行為について科せられた罰金

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B